

旭川市立北星中学校の部活動に係る方針

1 本活動方針の策定について

本校は学校教育目標等を踏まえ、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、北海道・北海道教育委員会が策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」、旭川市・旭川市教育委員会が策定した「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づいて、「旭川市立北星中学校の部活動に係る方針」を策定した。

2 部活動の意義・目的・実施上の留意点など

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ・文化芸術及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験ができるようにするものである。

部活動を実施する場合には、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や練習時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく多様な人々との触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮していく。

また、部活動の地域展開への動きや在校生数に対する設置部活動数の適正化も慮しながら、指導する教員が心身ともに健康で、生き生きとやりがいをもって勤務し、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教員の部活動指導における負担が過度にならないように配慮し、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとしていく。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

【運動部】

サッカー部 ソフトテニス部 男子卓球部

女子バレーボール部 男子バスケットボール部 ※女子バスケットボール部

【文化部】

美術部 パソコン部 吹奏楽部

※設置も募集はなし

(2) 指導・運営に係る体制の構築

生徒や教員の数、旭川市における部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、指導や活動内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議等）を適宜設けることとする。

4 活動の計画・休養日等の設定

(1) 活動計画の作成・提出

各部の顧問は、年間の活動計画（活動日・休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 休養日の設定について

①学期中の部活動休養日

- ・平日については、1日の休養日を設定する。
- ・土日については、1日以上を休養日とする。

②長期休業中の部活動休養日

- ・学期中に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

③定期試験等への対応

- ・原則として中間テスト及び期末テストの3日前から終了までの期間は休養日とする。
- ・学力テストについては1日前から終了までの期間は休養日とする。

(3) 活動時間等について

①1日の活動時間

- ・平日は2時間程度とし、通常18時00分を下校時刻とする。
- ・休日は3時間程度とする。
※休日とは：土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3を除く）
- ・週あたり11時間程度とし、必ず休養日を2日以上設定することとする。
※長期休業中も含むこととする。
- ・夏期のみ職員会議等の場合に、再登校して活動可とする。
- ・冬期は自転車による通学ができないため再登校による活動はなしとする。

5 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

(1) 生徒数減少による部員不足等について、校内規定に基づき部活動数の適正配置に努める。

(2) 大会や練習試合のような複数で指導にあたる必要がある場合以外は、働き方改革の一環より効率的に顧問は休養をとること。

6 指導上の配慮事項

(1) 生徒の心身の健康管理、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 生徒の記録や技能の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。

(3) 生徒がバーンアウトすることなく、記録や技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間でも効果が得られる指導を行う。

(4) 気象庁等の熱中症警戒アラート又は現地の暑さ指数測定装置による測定情報（WBGT）に留意しながら活動する。特に WBGT 31℃以上の場合、運動は原則中止として活動を行わない。

<部活動に係る相談等の窓口>

担当 教頭 伊藤 健治

TEL 0166-51-5491

FAX 0166-51-5492